2.　ガス容器及びガス容器附属品の安全を確保するために必要な措置とは、「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品転載マニュアル」（一般社団法人日本ガス協会文書2020普第42号）に従い容器の自動車からの取り外し、自動車に装着されていない状態における保管及び自動車への装着を行い、同マニュアルに定める転載証明書を試験機関に提出することをいう。この場合において、２回以上転載を行う場合にあっては、毎回マニュアルに従って転載を行い、各回の転載証明書を作成し、提出するものとする。	（新設）

第二条　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後	前条の規定による改正後
（定義等） 第２条　（略） ２　この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。	（定義等） 第２条　（略） ２　この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。

略語	意味
（略）	（略）
協定規則第171号	協定規則第171号補足改訂版
協定規則第175号	協定規則第175号初版
協定規則第176号	協定規則第176号初版

略語	意味
（略）	（略）
協定規則第171号	協定規則第171号補足改訂版

第三条　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後	前条の規定による改正後
（定義等） 第２条　（略） ２　この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。	（定義等） 第２条　（略） ２　この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。

略語	意味
（略）	（略）
協定規則第16号	協定規則第16号第10改訂版
（略）	（略）
協定規則第171号	協定規則第171号補足改訂版
協定規則第173号	協定規則第173号初版
協定規則第174号	協定規則第174号初版
（略）	（略）

略語	意味
（略）	（略）
協定規則第16号	協定規則第16号第９改訂版
（略）	（略）
協定規則第171号	協定規則第171号補足改訂版
（略）	（略）